

事前協議の特例適用上の検討表 (800万円控除用) 措置法34条の3

※印で表示した欄は、記入しないでください。

整理簿番号	※				
事業の概要	事業名				
	事業の区分	新規・拡張・変更			
	事業施行者				
	代行買収者				
	事業施行地の面積	㎡	買収予定面積	㎡	
	買収予定金額	千円	被買収者見込数		名
	買収予定期間	～	事業完了予定時期	令和 年 月	

番号	検討事項	事業施行者 チェック (○で囲む。)	添付書類	※ 税務署 チェック		
1	◎ 土地等の買取り事業は、措置法34条の3第2項の何号に該当するか	第 不 明	◇事業計画書及び計画図面 ◇部内決裁文書、議会の議決書、予算書など	適・否 要検討		
2	◎ 事業計画、施行場所、施設の設計、財源などは具体的に確定しているか	確 定 し て い る 確 定 し て い な い	◇施行地の図面、測量図、設計図	適・否 要検討		
3	◎ 買取り予定資産の中に棚卸資産がないか (注) 棚卸資産は、特例が受けられません。	有 不 無 明	◇一筆ごとの明細、補償予定額及びその算出基準	適・否 要検討		
4	◎ 買取り予定資産の中に土地等以外の資産がないか (注) 土地等以外の資産は、特例が受けられません。	有 不 無 明	◇各種保証金の各人別一覧表及び補償金算定根拠の説明書など	適・否 要検討		
5	◎ 買取りに係る補償以外の補償金の支払いがあるか (注) 借地権等の設定の対価は、特例が受けられません。	有 不 無 明	◇農用地区域がわかるもの	適・否 要検討		
6	勧告に係る協議・あっせん等の場合(一号)	勧告	◎ 農用地区域内の土地等が、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)14条2項の市町村の勧告に係る協議により譲渡される場合に該当するか(1号の一部)	該 当 す る 該 当 し な い	◇勧告、協議等に関する書類	適・否 要検討
7		調停	◎ 農用地区域内の土地等が、農振法15条1項の都道府県知事の調停により譲渡される場合に該当するか(1号の一部)	該 当 す る 該 当 し な い	◇勧告、調停申請、調停等に関する書類	適・否 要検討
8		あっせん	◎ 農用地区域内の土地等が、農振法18条の農業委員会のあっせんにより譲渡される場合に該当するか(1号の一部) (注) あっせん前に当事者が売買取引している場合は、特例が受けられません。	該 当 す る 該 当 し な い	◇あっせん申出書、選定調書、あっせん調書等のあっせんに関する書類	適・否 要検討

番号	検 討 事 項		事 業 施 行 者 チ ャ ッ ク (○で囲む。)	添付書類	※ 税 務 署 チ ャ ッ ク
9	農地中間管理機構 同上(二号)	◎ 買取りをする者は、農業経営基盤強化促進法(以下「強化法」という。)5条3項の「農地中間管理機構」(公益社団法人(社員総会の議決権の2分の1以上を地方公共団体が有するもの)又は公益財団法人(設立当初の拋出額の2分の1以上を地方公共団体が拋出したもの)であって、その定款において、解散した場合の残余財産は地方公共団体等に帰属する旨の定めがあるものに限る。)に該当するか	該 当 す る 該 当 し な い	◇知事の「農業経営基盤強化促進基本方針」の決定 (. . .) ◇農地中間管理機構に該当することを証する書類 ◇定款等の写し	適・否 要検討
10		◎ 買取りは、強化法7条1号に規定する「農地売買等事業」のための譲渡に該当するか	該 当 す る 該 当 し な い	◇買入れの要請に関する書類 ◇土地等の利用目的の説明書	適・否 要検討
11		◎ 買取りをする土地等は、①農用地区域内の農地法2条1項の農地若しくは採草放牧地、②農用地区域内の開発して農地とすることが適当な土地、③農用地区域内の農業用施設の用に供することとされている土地又は④①～③の土地の上に存する権利のいずれに該当するか	該 当 す る 該 当 し な い		適・否 要検討
12		◎ 譲渡した土地等は、農用地区域内にあるか	区 域 内 区 域 外		適・否 要検討
13	農用地利用集積等促進計画(二号)	◎ 農地中間管理事業の推進に関する法律18条の農用地利用集積等促進計画の公告がされているか (公告 . . .) (注) 公告前に当事者が売買している場合には、特例は受けられません。	公 示 さ れ た 公 示 さ れ て い な い	◇公告に関する書類	適・否 要検討
14		◎ 土地等の譲渡は、農地中間管理事業の推進に関する法律18条の公告があった農用地利用集積等促進計画に定めるものに該当するか	該 当 す る 該 当 し な い	◇農用地利用集積等促進計画に関する書類	適・否 要検討

番号	検 討 事 項	事 業 施 行 者 チ ャ ッ ク (○で囲む。)	添付書類	※ 税 務 署 チ ャ ッ ク	
15	産業導入促進 (三号)	◎ 土地等は、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「産業導入促進法」という。）5条の実施計画により定められた「産業導入地区」にあるか	地 区 内 地 区 外	◇実施計画書及び図面 ◇土地等の利用に関する説明書	適・否 要検討
16		◎ 土地等は、農振法3条の農用地等又は当該農用地等の上に存する権利に該当するか	該 当 す る 該 当 し な い		適・否 要検討
17		◎ 土地等は、実施計画により定められた産業導入促進法4条2項4号に規定する施設用地の用に供されるか	供 さ れ る 供 さ れ な い		適・否 要検討
18	土地改良事業 (四号)	◎ 土地改良法53条の2の2に規定する不換地（一筆一部不換地を含む。）の申出又は同意があるか	有 ・ 無	◇申出・同意に関する書面	適・否 要検討
19		◎ 不換地の申出又は同意は、①土地改良法8条5項2号に規定する農業者施設又は公共施設の用地、②同項3号に規定する農用地以外の用地、③53条の3の2第1項1号に規定する農用地の予定地を生み出すためのものに該当するか	該 当 す る 該 当 し な い	◇創設換地に係る説明書	適・否 要検討
20		◎ 従前の土地等は、土地改良法2条の農用地又は農用地の上に存する権利に該当するか	該 当 す る 該 当 し な い	◇従前の土地等の利用状況に関する書類	適・否 要検討
21	林地保有合理化 (五号)	◎ 森林法5条1項の地域森林計画の対象とされた山林に係る土地が、林業経営の規模の拡大、林地の集団化その他林地保有の合理化に資するため、森林組合又は森林組合連合会に委託して譲渡される場合に該当するか（5号） (注) 5号該当資産は、「土地」のみです。	該 当 す る 該 当 し な い	◇地域森林計画及び譲渡の委託に関する書類 ◇取得予定者の森林施業計画に関する書類	適・否 要検討
22	農用地等交換分合 (六号)	◎ 農振法3条の農用地等、同法8条2項3号の農用地等とすることが適当な土地及びこれらの土地の上に存する権利につき、同法13条の2の交換分合に係る事業が施行された場合において同法13条の3の申出又は同意により取得すべき土地を定めず、金銭による清算をする場合に該当するか（6号）	該 当 す る 該 当 し な い	◇交換分合計画及びその認可に関する書類 ◇申出又は同意に関する書類	適・否 要検討

※ 検 討 事 項 (「要検討」とした番号など)		※ 検 討 事 績			
※ 判 定	農地保有合理化等に関する証明書の区分一覧表の番号			番	
	特例適用該当	有・無	適用条項	措法 34条の3	2項 号
	継続管理	要・不要		措規 18条	2項 号